

職員によるビラ回収について

【ご質問】（投稿日：2018年4月26日）

ビラ回収について寄せられた二件の意見に対し、川添副学長は「立入禁止措置の対象となった学外者が、この度、同立入禁止措置に反して本学敷地内に侵入しビラ等を配布するという教育研究活動への妨害を行ったため」回収したと返答している。

これについて、「立入禁止措置の対象となった学外者が、この度、同立入禁止措置に反して本学敷地内に侵入し」たことは確かに「教育研究活動への妨害」に当たると主張しうるかもしれないが、だからと言って配布し終えたビラが「教育研究活動への妨害」をしているというのは無理があるのではないか。そもそも、どうやってビラ一枚一枚が職員が侵入を確認したのであろう学外者によって配られたものと確認しているのか。

現在あるいは未来において学内者が同学会中執を名乗るビラを配ったときに、仮に大学職員はそれが学外者によってなされていると思っていたとしても、同様の措置が行われてしまうとすれば、それは明確に異論の余地なく学内における表現の自由を抑圧する許されざる大罪である。

以上を踏まえて次の質問に答え、直ちに職員によるビラの回収を中止せよ。

- 1、回収した全てのビラは全て当該学外者によって配られたものなのか。それは誰がどうやって確認したのか。
- 2、既に配布されたビラが如何に教育研究活動を妨害するのか。また学生が読んでいるものについても回収は行ったか。
- 3、ビラ回収を職員に指示したのは誰なのか。ビラを回収することを決定したのはいつのどの会議でか。また議事録の公開も求める。

【回答】（回答日：2018年5月10日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

ご投稿の内容は一つの意見として承りました。件の教室等に放置されていたビラの回収作業は、過去に本学構内において勧誘行為、ビラ配布、拡声器などを使用して大音量を発する行為などの本学の平穏な教育研究活動を妨害する行為を繰り返し行ったために本学構内への立入を禁止された学外者が、その立入禁止措置に抗して本学敷地・建物内に侵入しビラを配布する等の教育研究活動への妨害を行ったために実施されました。なお、以上の措置は学内でしかるべく判断を行って実施したものです。